

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成30年12月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800015号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800012号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所及びB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年9月1日から昭和47年9月1日まで  
請求期間において、A事業所及びB社にタクシー運転手として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。子供が小さい頃で社会保険に加入しないはずはないので、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社が保管する健康保険及び厚生年金保険の加入記録等により、A事業所の事業をB社が承継していると認められるところ、事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所は昭和35年12月1日から昭和47年5月1日までの期間、B社は昭和47年5月1日以降において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

また、請求期間にA事業所及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の陳述、及び請求者が請求期間より後に勤務したとするD社に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日が昭和47年5月1日であることが確認できることから、請求者は、請求期間のうち昭和46年9月1日から昭和47年5月1日までの期間について、時期は特定できないものの、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の加入記録のA事業所に係る整理番号、氏名等は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票の記録と一致している上、C社は、「ほかの資料は見当たらず、請求期間当時のことを知る者もないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険加入の取扱い等は不明である。」旨回答している。

また、前述の同僚は、「短期間で辞めるタクシー運転手が多かったため、事業主の判断で厚生年金保険に加入させる者と加入させない者がいたと思う。」旨陳述している上、当該同僚が、タクシー運転手であったとして名前を挙げた同僚4名のうちの1名は、A事業所及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の同僚を含む複数の同僚から、「請求期間当時、A事業所にはタクシーが約 12 台あり、タクシー運転手が約 13 名いた。」旨の陳述が得られたことから、昭和 46 年 9 月から昭和 47 年 4 月までの各月において A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 13 名について、それぞれの職務を確認したところ、「タクシー運転手であった者は 8 名である。」旨陳述しており、A 事業所では、運転手全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、昭和 46 年に A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているタクシー運転手の同僚 3 名については、A 事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できるが、請求者の当該被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。